

## 医療情報受託ガイドラインの改定について

平成24年10月15日  
経済産業省  
商務情報政策局

### 1. 医療情報受託ガイドラインの改正について

- (1) 医療情報については、厚生労働省から発出されている「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下、「医療ガイドライン」という。）」により、原則として医療機関又は行政機関が保有する状況にある。
- (2) 平成20年3月の医療ガイドラインの改定により、医療情報を外部保存することが認められたことから、経済産業省では、医療情報受託者が義務的に講ずべき措置を具体的に示すため、「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン（以下、医療情報受託ガイドライン）」を策定したところである。
- (3) その後、厚生労働省において継続して医療ガイドラインの改訂作業が進められ、平成21年3月、平成22年2月と改訂が行われるとともに、平成21年7月に、総務省から、医療情報の処理をASP・SaaSで提供する事業者向けに「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン（以下、「ASP・SaaSガイドライン」という。）」が公開され、平成22年12月に改訂された。
- (4) このため、厚生労働省「医療ガイドライン」及び総務省「ASP・SaaSガイドライン」の改訂を踏まえ、経済産業省において「医療情報受託ガイドライン」の改訂に向けた研究会を設置・検討を行い、この度、改定を行った。

### 2. 医療情報受託ガイドラインの主な改正内容

- (1) 仮想化技術への対応
  - ・これまで、物理的に情報処理機器を分けることを求め、仮想化環境を認めない記述となっていたが、仮想化技術を使用したシステムの共同利用が可能になる形に記述を見直した。
- (2) 厚生労働省・総務省の各ガイドラインとの整合性の確保
  - ・ガイドライン内の「2.6.5 第三者が提供するサービスの管理」に「(8)医療情報システムの保守点検作業を外部事業者に委託する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版 6.8章C項の管理策を実施すること」を追記 等
- (3) 名称を「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」から「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン」へ改称

#### 【問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課  
電話：03-3501-2646